

## 本日の会議に付した事件

平成29年第2回山元町議会臨時会

平成29年5月17日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）  
日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）  
日程第13 議案第31号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第1号）

---

### 午前10時00分 開 議

議長（阿部 均君）ただいまから平成29年第2回山元町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

---

議長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

4月1日、山元南スマートインターチェンジ開通式が開催され、議員13名が出席しました。

4月10日、亘理名取地区市長議会連絡協議会定例会が開催され、出席しました。

4月13日、亘理地方町議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

5月9日、仙南・亘理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

（総務民生常任委員会）

4月12日、4月19日、5月2日、5月10日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

4月7日、4月8日、5月1日、5月8日、委員会が開かれました。

（議会広報・広聴常任委員会）

3月29日、4月14日、4月20日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

3月30日、委員会が開かれました。

（全員協議会）

4月21日、協議会が開かれました。

2、長送付議案等の受理

町長から議案等10件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4、説明員の出席要求

本臨時議会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで、本年度初めての議会となりますので、執行部から4月1日付の人事異動に伴う説明員の紹介をしたい旨の申し入れがあり、許可しております。

総務課長菅野寛俊君より紹介をお願いいたします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、平成29年第2回山元町議会臨時会に臨むに当たり、私のほうから執行部側説明員の紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、4月1日付の定期人事異動の発令に伴い、説明員に変更が生じたので、変更となった課長等職員についてご紹介を申し上げます。

なお、関係議案担当課長以外につきましては、紹介が終わりました後、退席させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

また、紹介につきましては、議員の皆様から見て左側から順に紹介をさせていただきます。

2列目、震災復興整備課長の三浦建彦でございます。宮城県からの派遣でございます。（「三浦でございます。よろしくお願いします」の声あり）続いて、教育委員会生涯学習課長の佐山 学でございます。（「佐山です。よろしくお願いします」の声あり）続いて、地域包括支援センター所長の高橋千代子でございます。（「高橋です。どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）3列目に入りまして、まちづくり整備課長の阿部正弘でございます。宮城県からの派遣でございます。（「阿部でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）続いて、東部地区基盤整備推進室長の吉川 弘でございます。同じく、宮城県からの派遣でございます。（「吉川でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）4列目に入りまして、農業委員会事務局長の齋藤三郎でございます。（「齋藤です。よろしくお願いします」の声あり）最後に、私総務課長の菅野寛俊でございます。

以上で、変更となった課長職員についてご紹介を申し上げました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これで紹介を終わります。

ここで、本日配布しております説明員以外の方は退席となります。

---

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

今臨時会に提出された議案等10件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めまして、おはようございます。

本日ここに平成29年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、町政運営の考え方と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、4月1日に開通した山元南スマートインターチェンジについてですが、当ICは、山元ICから8.3キロメートル、新地ICから6.5キロメートルの距離に位置し、宮城県内6番目のETC専用スマートICとして整備されたものであり、事業化から4年弱、着工から1年余りのスピード開通となりました。

当日は、運用開始に先立ち、開通式を開催し、阿部議会議長を初めとする議員各位並びに多大なご尽力を賜りましたNEXC O東日本株式会社を初め、ご臨席を賜りました多くの皆様とともに、町の新たな交通拠点の完成をお祝いしたところであります。

山元南スマートICの開通により、災害に強いネットワークの確保や救急医療施設へのアクセス向上が期待されるほか、物流のみならず、人的交流や広域観光による地域振興など、町の発展にも大いに寄与するものと期待しております。

次に、新たな自主財源の確保に向け取り組んでいる「ふるさと納税」についてですが、昨年度は制度開始から2年目を迎えるに当たり、お礼の品を25種類から41種類にふやし、高級品種として人気の高い「シャインマスカット」や「苺狩り体験チケット」など、バラエティーに富んだ魅力的な商品の追加に取り組んでまいりました。

その結果、全国の皆様から852件、約1,200万円もの寄附をいただくことができ、当初予算で見込んでいた目標額1,000万円を大きく超える結果となったところ

であります。

今後は、数量が少ない商品の充足や体験型チケットの充実など、お礼の品のさらなる拡充に努めることに加え、雑誌等への情報掲載など、魅力的な特産品を全国にPRする機会をふやすことにより、新たななる寄附者を獲得するとともに、地場産業の活性化や交流人口の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、農作物への被害軽減を図るため、年間を通じて総合的な対策を実施している有害鳥獣対策事業についてですが、町では年々増加しているイノシシ等への対策として、昨年度から新たに山元町鳥獣被害対策実施隊を設置し、重点的に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、昨年度のイノシシの捕獲頭数は、11月から3月末までの狩猟期間を含め、対前年比で約79パーセント増の390頭を記録し、過去最多となる大きな成果をおさめたところであります。

ここに、改めて実施隊員や狩猟者の皆様を初め、関係各位の多大なるご支援とご協力に対しまして深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、引き続き全力で有害鳥獣の被害対策に取り組んでまいります。

最後に、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の改正についてですが、4月1日付で過疎法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域の指定要件が拡充されたことに伴い、全国で新たに本町を含む20市町村が過疎地域に追加されました。

本町が過疎地域に追加されたことについては、町のイメージという点では低下の懸念もあり、若干抵抗感もありますが、一方では法の規定に基づく国の手厚い財政支援を受けることができますので、町といたしましては、これらを十分活用し、ピンチをチャンスに変えるべく、果敢に対応してまいりたいと考えております。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、専決処分に係る報告について申し上げます。

報告第2号から第5号までの専決処分の報告については、災害廃棄物由来の再生土砂等の運搬工事に一部変更が生じたため、専決処分により変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第2号及び第3号については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、山元町町税条例及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの、承認第4号については、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が3月31日に公布されたことに伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの、承認第5号については、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が3月31日に公布されたことから、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号については、平成28年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）であります。

今回の一般会計補正予算は、国・県の交付金や各種基金の利子や寄附金等について実績確定による精算を行うものが中心となっておりますので、それ以外の主要な予算についてご説明いたします。

それでは、歳出予算について申し上げます。

総務費のうち、財政管理費については、平成28年度のふるさと納税に係る事業費を実績に基づき増額するとともに、企画費においては、諸経費を控除したふるさと納税寄附金収入等をふるさと振興基金へ積み立てるため、増額措置を行うものであります。

次に、土木費については、住宅管理費において、山元町町営住宅基金条例に基づき、これまで国から交付されてきた災害公営住宅家賃低廉化補助金及び東日本大震災特別家賃低減補助金等を積み立てるものであります。

なお、歳入予算については、各種交付金並びに地方交付税を増額または減額したほか、分譲宅地売却収入及び寄附金等について実績に基づき増額措置を行い、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約15億1,000万円を増額し、総額228億5,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第31号平成29年度山元町一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳出予算の農林水産業費のうち農業復興推進費については、東日本大震災農業生産対策交付金事業について、被災した農地において生産者が営農を再開するに当たり、放射性物質の吸収抑制のためのカリ資材投入や営農規模拡大のための農業用資機材の整備に対して県から内示があったことから、町から事業者に対し補助金を交付するための経費を増額措置するものであります。

ただいまご説明申し上げました歳出予算に見合う財源として、県支出金と震災復興特別交付税を増額措置した結果、歳入歳出予算をそれぞれ約4,900万円増額し、総額134億1,000万円余とするものであります。

以上、平成29年度第2回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げますが、なお細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．報告第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。報告に当たりまして、第2回臨時会配布資料、報告第2号から報告第5号関係図面、A3縦の図面をご覧ください。

これから説明させていただきます各議案の説明内容を一覧としております。また、図面に記載しております事業一覧のうち、黒色で着色されているものにつきましては、変更の内容の有無も含めまして、現在のところ変更内容が決まっていないことから、今後変更が生じた場合につきましては、今後議会等で説明する機会に説明、報告をさせていただくという予定にしております。

それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のNo.1をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、再生資材運搬工事において工事の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、報告するものでございます。

次に、主な項目と内容についてご説明させていただきます。

1. 契約の目的でございますが、平成28年度再生資材運搬工事（宅地）でございます。

2. 契約の相手方でございますけれども、山元町高瀬字紅葉60番地、株式会社横山産業でございます。

3. 契約の金額でございますが、現契約が6,562万9,440円に對しまして258万9,000円を増額、変更後の契約額としまして6,821万8,440円としたものでございます。

なお、増額率としましては、3.94パーセントとなっております。

次に、4. 工事の場所でございますけれども、山元町新浜地内外でございます。

5. 工事の概要でございますが、変更分の説明になりますけれども、土砂運搬工及び整地工におきまして3,400立米増嵩いたしまして、2万8,200立米となっております。

次、6. 工期でございますけれども、平成29年4月20日までというふうになっております。

変更の理由ですが、土砂の運搬先について現地測量の結果、当初計画土量では計画高の盛り土に不足が生じたことによる変更となっております。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会議案第92号として議決をいただいている案件でございます。

以上が報告第2号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 報告第3号を議題とします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のNo.2をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、防災緑地整備工事において工事の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、ご報告するものでございます。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 契約の目的でございますが、平成28年度防災緑地整備工事（その1）でございます。

2. 契約の相手方でございますが、山元町高瀬字紅葉60番地、株式会社横山産業でございます。

次に、契約金額でございますが、現契約額が5,493万7,440円に對しまして、28万2,960円を増額し、変更後の契約としましては5,522万400円としたものでございます。

なお、増額率としましては、0.52パーセントとなっております。

工事の場所でございますが、山元町笠野地内外でございます。

5. 工事の概要でございますが、変更後の説明になりますが、土砂運搬工及び整地工におきまして600立米増嵩いたしまして2万8,300立米となっております。

6の工期でございますが、平成29年4月20日までとなっております。

変更の理由ですが、土砂の運搬先について、現地測量の結果、当初計画土量では計画高の盛り土に不足を生じたことによる変更となっております。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会議案第96号として議決をいただいている案件でございます。

以上が報告第3号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のNo.3をご用意いたします。

提案理由でございますが、防災緑地工事におきまして、工事の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

主な項目と内容を説明させていただきます。

まず、契約の目的でございますが、平成28年度防災緑地整備工事（その2）でございます。

次、契約の相手方でございますが、山元町鷺足字南中江28番地、有限会社渋谷組と

なっております。

次に、契約金額でございますが、現契約額が5,745万6,000円に對しまして54万3,240円を減額いたしまして、変更後の契約額としましては5,691万2,760円としたものでございます。

なお、減額率としましては0.95パーセントというふうになってございます。

次に、工事の場所でございますが、山元町笠野地内外でございます。

工事の概要につきましては、変更分の説明になりますけれども、土砂運搬工及び整地工におきまして600立米増嵩いたしまして、2万3,300立米となっております。

また、土砂を運搬する際の交通誘導員、当初190人だったものを減額しまして14名に変更しております。

工期ですけれども、平成29年4月20日となっております。

変更理由ですけれども、1点目としましては、土砂の運搬先について現地測量の結果、当初計画土量では計画高の盛り土に不足が生じたことによる変更でございます。

2点目としましては、交通誘導員につきましては、ほかの工事との調整によりまして、土砂の搬出入をほかの工事と共同化することによりまして、交通誘導員の人数を減額したというような内容になってございます。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会議案第97号として議決をいただいている案件でございます。

以上が報告第4号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元に配布されております資料のNo.4をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、防災緑地整備工事におきまして、工事の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

主な項目と内容を説明させていただきます。

まず、契約の目的でございますが、平成28年度防災緑地整備工事（その3）でございます。

次に、契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字水神62番地、株式会社阿部工務店でございます。

契約の金額でございますが、現契約が6,888万9,960円に對しまして34万

200円を増額しまして、変更後の契約額としましては6,923万160円としたものでございます。

なお、増額率としましては0.49パーセントとなっております。

次に、工事の場所でございますが、山元町花釜地内外でございます。

工事の概要につきまして、変更分の説明になりますが、土砂運搬工及び整地工におきまして600立米増嵩しまして2万2,500立米となっております。

工期でございますけれども、平成29年4月20日までとなっております。

変更理由ですが、土砂の運搬先について現地測定の結果、当初計画土量では計画高の盛り土に不足が生じたことによる変更でございます。

なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会議案第98号として議決をいただいている案件でございます。

以上が報告第5号の概要となります。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。（「議長、議事進行」の声あり）

ただいま9番遠藤議員から議事進行動議が提案されております。これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしということでございますので、それでは、質問を許可いたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまの報告説明されました2号から5号についての報告についてなんです、この件について、今の議長の進行では報告ということで、質疑といったものが行われなかったんですが、この報告についていろいろ疑問とか質疑、何点かあるわけなんです、その辺の対応というのはどういう……、どういうというか、行政報告ということについては、質疑はできないということは明確に示されているんですが、一般的なこうした報告についての質疑、応答ということについてはどういう対応なんですかというふうな疑問もあわせ持つての確認なんです。

といいますのは、これ専決で、専決処分は我々が決めた中でこの範囲の内容のものについては専決で対応していいですよということではあります、あくまでも専決、それは手法であって、中身についてまで認めるというふうなことになっていたかどうかという点では、ちょっと私自身もこの確認とれていないところなんです、当然この質疑、応答があつていい対象のものになっているのではないかというふうに思つての確認なんです、いかがでしょうか。

議長（阿部 均君）ただいまの遠藤議員の質問に関しましてお答えを申し上げます。

本案件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき提案をされているものでございまして、山元町議会におきましては、180条については質疑、討論を平成22年12月から省略をいたしております。

そういう部分で、きちんとこれ規定に基づいて省略をしているという部分でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした場合、それは今決まりだということで、その内容までについて。私も確認した上でのあれでないとうまくないかなと思つて、その部分についてのあれはしませんが、今報告受けた内容について、もし誤りがあつたときに、それが確認どこでじゃ確認すればいいのかと。これは決まったことですので、もとに戻すこと

はできないんですが、しかし、誤りが確認されたときにはじゃどのような対応が議会として、議会の責任として行われるという場面があるのかどうかということなんですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

議長（阿部 均君）基本的には180条の部分で今質疑、それから討論は省略をいたしておりますが、個人的に動議が提出されれば、それは質疑を認めるということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今この報告のあった点について何かあれば、それは許されるということでもいいのでしょうか。

議長（阿部 均君）はい。当然規定上は、180条の規定でございますので、省略、質疑、討論は省略しておりますが、これは動議の形で質疑の申し入れがあれば、それは許可をいたしておりますので、皆さんその辺はご了解をさせていただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。引き続き私確認してよろしいでしょうか。

1つは、はっきり言いますと、案件、案件で中身がちょっと理解できないところがあるという、総合的に、それここで今多分こういう状況の中で求めても大変なのかなと。例えばですね、一番最初の報告2号、258万円、この土砂運搬工3,600立米、整地工3,600立米を変更することによって258万円増というのに対して、ほかのはもっと600立米に対して20万円等々という、その辺がどういう単価、値段の動きでこういうふうになっているのかという疑問や、あと報告第4号に見られます、これは減なんですね。減の理由は何かといいますと、多分に誘導員を大幅に減額したということなんですが、これこの現契約に交通誘導員204人というのがあったのかどうかというの、私この件については確認したんですが、私の確認間違いであれば、それはそれでいいんですが、現契約にこの交通誘導員54万3,240円というのが示されていないんですね。現契約では。それがここで出てきているというのはどういうことなのかといった、この素朴な疑問が確認できたので、今求めているわけですが、その辺少なくとも交通誘導員についての流れどうなっているのか確認したいと思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、今のご質問にお答えします。

まず、各変更のボリュームが金額が違うといったご質問につきましては、これは一番の原因が運搬距離の違いという形になってございます。

あともう一つ、次の交通誘導員の件でございますけれども、交通誘導員につきましては、今回の発注されている運搬工賃全て当初仮設工として計上しております。今回の減額というものは、一緒に当初は工事一つ一つに搬入路をつくって別々に運搬をしようというふうに考えておったところなんですけれども、今回の案件、たまたま近傍で近いところで1つの入り口にまとめて搬出することが可能だということになりましたので、誘導員は別な工事のほうの誘導員を兼ねて配置することが可能となりましたので、減額したといった内容になってございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の交通誘導員の件については、手法の一つといいますか、私は単純に前回の現契約の内容を見たときに、この交通誘導員という形で204人という形での説明はなかったと。この分については。これが変更契約の中で、これも変更の内容として出されているということからの素朴な疑問として確認したかったんですが、ちょっと今の説明……、そもそもじゃ現契約はこの場合7,338万1,000何がしという予定価格に対して81.64パーセントの何率、結果5,691万円という、違う

な。対して5, 745万円という内容のものになっていたかと思うんですが、この中に交通誘導員の204人分も含まれていたという理解ということになるのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおり、当初から誘導員は計上しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この説明用紙には示してはいなかったけれども、この中に入っていたということという理解なんですか。

であるならば、もっとわかりやすいような説明をしていただく必要があるのかなと。

こういうことも含めて、そういう確認されていると。報告については討論、あれはないということというふうな取り決めがあるということでしょうか、やっぱりこの辺少し今後議会の対応、取り組みとして、扱いとして少し考えていかなくちやならないやり方なのかなということ指摘してといいますか、もしこの専決、このようなやり方で許されるとすれば、これこんなことは絶対考えられないことなんですけど、しかし、世の中には考える人もいるかも……、ここにその問題点を報告の中で済ますということが十分やり方としては可能な手法だというふうに考えたときに、こういうやり方というのは果たして是なのかどうかということを中心に大きな疑問ということで提起して終わります。

議長（阿部均君）報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部均君）日程第8. 承認第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

提案理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町町税条例の一部を改正したので、承認を求めるものでございます。

それでは、山元町町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。条例議案の概要で説明いたしますので、資料No.5をお手元にご準備願います。

主な改正内容でございます。1点目は、配当所得等に係る課税方式の選択です。特定配当等に係る所得、特定株式等譲渡対価等に係る所得について、提出された申告書による納税者の意思を勘案し、所得税と異なる課税方式によって個人住民税を課税することができるということを今回明確に規定されたものです。

次に、2点目ですが、災害に関する固定資産税上の特例措置の常設化です。現在東日本大震災に関連する地方税の特例規定につきましては、地方税法の附則に特例規定が設けられ、これまでも災害ごとに特例規定が設けられてきております。これらのことから、大規模な災害が発生した場合に対応できるよう、町税条例に常設化がなされるものです。

内容の1つとしまして、記載した償却資産のかわりに取得した償却資産等に係る課税標準額に対する特例が適用されるもので、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までに取得したのものについて、課税標準額を4年間2分の1減額するものです。

もう1点は、震災等によってやむを得ず住宅用地として使用することができない土地に特例が適用されるもので、被災市街地域等特別措置法に指定します被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等の発生後4年の分をこれまでどおり住宅用地と見なし、課税標準額を軽減する特例を適用するものです。

参考までに、住宅用地の特例とは、200平方メートル以下の住宅用地を小規模住宅用地といひまして、課税標準額を6分の1の額に、それ以外の住宅用地を一般住宅用地といひまして、居住用の家屋の面積の10倍を限度としまして、200平方メートルを超える部分の課税標準額を3分の1の額にするものです。

次に、3点目です。配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに伴います文言の整理がなされたものです。これまでの控除対象配偶者が同一生計配偶者と名称が改正されるもので、地方税法におきまして配偶者控除の改正がなされております。

この配偶者控除の改正につきまして、若干ここで概要について申し上げますと、現在は町民税の納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にする者のうち、前年の所得金額が38万円以下、給与収入で103万円以下である者を控除対象配偶者としまして、住民税のほうの33万円の所得控除を受けることができっております。38万円を超えた場合であっても、76万円未満、給与収入で言いますと141万円未満である場合には配偶者特別控除を段階的に受けることができっております。これが改正によりまして、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者としまして、納税義務者の所得を900万円以下と900万円から950万円以下、950万円を超え1,000万円以下の3つに区分しまして、適用することになります。900万円以下の場合について申し上げますと、配偶者の前年の合計所得が90万円未満、給与収入で言いますと155万円未満の場合に33万円の配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができることとなります。90万円を超えた場合でも120万円未満、給与収入で言いますと201万円未満である場合には配偶者特別控除を段階的に受けることができるというような改正がなされております。

次に、4点目です。軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しになります。対象範囲を電気自動車と天然ガス車の一部を加えまして、2020年度を燃費基準にプラス30パーセント達成した車両と、あとは2020年燃費基準額にプラス10パーセント達成した車両と重点化した上で、2年間延長するものとなっております。

施行期日ですが、地方税法と同様に、平成29年4月1日になりますが、説明申し上げました主要な改正のうちの(3)の改正につきましては、平成31年1月1日施行となります。

以上が承認第2号の主な内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 承認第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので、承認を求めるものでございます。

それでは、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。条例議案の概要で説明いたしますので、配布資料No.6をお手元にご準備願います。

改正内容ですが、低所得者に係る保険税軽減の拡充になります。5割軽減の基準額を「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の基準額を「48万円」から「49万円」にそれぞれ5,000円と1万円を引き上げるものです。

裏面の資料1をご覧ください。

軽減の基準額の見直しには収入や資産に関係なく一律に計算されます応益分です。均等割、平等割に係る部分に影響があり、基準額が大きくなることによりまして、軽減の対象範囲が大きくなります。

それでは、条例議案の概要の表にお戻りください。

施行期日ですが、平成29年4月1日施行となります。

以上が承認第3号の内容でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 承認第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものでございます。

それでは、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきますので、条例議案の概要、配布資料No.7をお手元にご準備願います。

改正内容ですが、指定事業者等の認定期限及び対象施設等の取得期限をそれぞれ平成29年3月31日であったものを平成33年3月31日に4年延長するものです。

施行期日ですが、平成29年4月1日施行となります。

以上が承認第4号の内容でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第11. 承認第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事院規則、職員の育児休業等の一部を改正する規則が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、専決処分したので、承認を求めるものであります。

それでは、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、配布資料No.8 条例議案の概要をご準備願います。

1の改正内容でございますが、1点目の児童福祉法の改正に伴う規定の整理、第2条の2の改正につきましては、里親を規定しております児童福祉法の条が「第6条の4第2項」から「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」から「第6条の4第2号」に改められるため、また、児童福祉法において「里親であった養子縁組によって両親となることを希望している者」が「養子縁組里親」に改められるため、改正するものであります。

2点目は、人事院規則の改正に伴う特別な事情の追加第3条、第4条及び第10条の改正につきましては、これまで①の再度の育児休業ができる特別な事情、②の育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情及び③の育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情がそれぞれ関係する条において規定されておりましたが、このたび児童福祉法の改正を踏まえた人事院規則の改正において、これらの特別な事情の1つに「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が追加されたため、本条例の規定に追加するものであります。

2の施行期日でございますが、平成29年4月1日としたものであります。

以上、承認第5号の説明といたします。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 承認第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成28年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案を1枚おめくりいただきたいと思っております。専決処分書となっております。

平成28年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分をしております。

財源調整等必要最小限の範囲で補正予算として平成29年3月31日付で昨年度内に専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思っております。

平成28年度山元町一般会計補正予算専決第1号でございます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ15億1,000万円余を増額し、総額を228億5,000万円余とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。10ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費でございますが、19万円余を増額してございます。こちらにつきましては、ふるさと納税に係る特典の品代のほか、事務費等を実績に基づきまして増額または減額したものでございます。

次に、第5目財産管理費でございますが、積立金を合わせて1億9,200万円余を計上しております。内訳を申し上げますと、まず、財政調整基金、震災復興基金、震災復興交付金基金の利子につきましては運用益の変更がございましたので、その増額分または減額分をそれぞれ計上しているものでございます。

その下でございますが、震災復興基金の予算積み立てということで、880万円余り

を計上してございます。こちらにつきましては、平成28年度中に全国の皆様からいただきました震災復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金、計38件分を積み立てているものでございます。

その下でございます。震災復興交付金基金の予算積み立てということで、1億7,000万円余を計上してございます。こちらにつきましては、新市街地の分譲地の売り払いにおきまして、町内被災者以外の一般募集を開始し、契約した契約者が増加したことに伴いまして、その増額分を積み立てているものでございます。

次に、第6目企画費につきまして563万円余を増額してございます。こちらにつきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金のうち、お礼の品代と諸経費を除いた分をふるさと振興基金のほうへ積み立てているものでございます。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらにつきましては、個人番号カードの交付事務に係る国庫補助金42万1,000円の交付決定を受けまして、一般財源から国庫支出金へ財源を変更しているものでございます。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、積立金を68万5,000円計上してございます。こちらは、子育て支援に対する指定寄附としていただいた寄附金を子育て支援基金のほうへ積み立てているものでございます。

11ページのほうをご覧いただきたいと思えます。

第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございますが、こちらにつきましては、産業振興に関する事業への指定寄附を受けたことから、一般財源から財源を変更しているというものでございます。

続きまして、第8款土木費第4項住宅費第1目住宅管理費でございますが積立金を13億1,000万円余計上してございます。こちらにつきましては、3月定例会でお認めいただきました山元町町営住宅基金条例に基づきまして、町営住宅基金に対しましてこれまで国から交付されてまいりました復興公営住宅家賃低廉化補助金及び復興公営住宅家賃低減補助金等を積み立てるものでございます。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございますが、貸付金を192万円減額しております。こちらにつきましては、奨学金の貸与件数が想定を下回ったことから減額しているものでございます。

また、積立金を324万円余計上しております。こちらは、奨学金の回収額、こちらが予算額を上回ったことから、奨学基金への積み立てを増額しているというものでございます。

以上が歳出予算の内容となっております。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、第2款地方譲与税から7ページにございます第9款地方特例交付金まででございますが、こちらは国・県の各種譲与税、それから交付金の年度末における確定及び生産に伴うものでございまして、それぞれ増額または減額をしているというものでございます。

続きまして、第10款地方交付税でございますが、合わせて2億1,500万円余を増額してございます。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了いたしまして、

確定値が決まったということに伴うものでございます。特別交付税で3,550万1,000円、それから震災復興特別交付税のほうで1億7,900万円余りをそれぞれ増額してございます。その主な要因でございますが、特別交付税につきましては、移住・定住対策等につきまして、こちら交付が決まったことから増額しているものでございまして、一方、震災復興特別交付税につきましては、主に東部地区などの農地整備事業に関しまして増額となっているというものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございますが、42万1,000円増額してございます。こちらは、先ほど歳出でご説明申し上げました個人番号カード交付事務に係る国庫補助金、こちらを計上しているというものでございます。

続きまして、第16款財産収入でございます。第1項財産運用収入第1目利子及び配当金でございますが、合わせて1,100万円余りを増額してございます。こちらにつきましては、歳出のほうでご説明申し上げましたとおり、財政調整基金を初めとする3つの基金の利子につきまして、運用益の変更があったということで、その増額分または減額分を計上しているというものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

同じく、第2項財産売り払い収入第1目不動産売り払い収入でございますが、1億7,000円余りを増額してございます。こちら先ほど歳出の震災復興交付金基金の積み立ての部分でご説明いたしましたとおり、新市街地の分譲地売り払いにおきまして、町内被災者以外に一般募集を開始したということで、契約者が増加したということに伴い、増額分を計上しているものでございます。

続きまして、第17款寄附金第1項寄附金第1目寄附金でございます。合わせて1,179万円余りを増額してございます。こちらにつきましては、昨年度中におのおのの目的により受け付けました寄附金を計上しているものでございます。

続きまして第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございます。合わせて11億4,600万円余りを増額しているものでございます。まず、財政調整基金でございますが、2,200万円余りを増額してございます。こちらにつきましては、地方消費税交付金が4,200万円余りが今回減額になったということなどに伴いまして、財源不足が発生することから、財政調整基金を取り崩すというものでございます。

次に、奨学基金繰入金でございますが、歳出予算のほうでご説明申し上げましたとおり、奨学金の貸与件数が想定を下回ったことから、取り崩しを減額するものでございます。

次に、震災復興交付金基金繰入金でございますが、11億2,000万円余りを増額してございます。こちらにつきましては、歳出予算のほうでもご説明申し上げましたが、これまで国から震災復興交付金として交付されてまいりました復興公営住宅家賃低廉化補助金及び家賃低減補助金を町営住宅基金のほうへ積み立てるために取り崩しを増額するものでございます。

9ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第20款諸収入第2項町預金利子第1目町預金利子でございます。歳計現金の預金利子につきまして、運用益の変更がございましたので、その増額分210万円余りを計上しているものでございます。

最後に、第3項貸付金収入第1目貸付金収入でございます。こちらにつきましても歳

出予算のほうでご説明申し上げましたが、奨学資金の回収金が予算額を上回ったということから、74万8,000円を増額しているものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1つは、7ページの国庫支出金、国庫補助金の中の戸籍住民基本台帳費補助金の42万1,000円、個人カード交付事業補助金、これ何件分ということでの、これは歳出のほうにはないのか。違うね、財源内訳だから。としての額になっているのか確認します。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問でございますけれども、何件分というわけではなく、こちらにつきましては、個人番号カードに発行に係る分の人件費ですとか、消耗品、郵送料等の事務費に対する交付金となっております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは、当初から上げられていた、予定されていたものなのかどうか確認します。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。当初も予定されておりましたが、交付が決定されていないために一般財源で措置しておりましたが、今回交付決定となりましたので、財源内訳の変更を行ったものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この数値は何に基づいて出てくる数値なのか確認します。

町民生活課長（大和田紀子君）はい。今回の部分でございますけれども、対象となる項目がございまして、今回うちのほうで申請申し上げましたものについては、職員の人件費、消耗品、あとは郵送料に関するものでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、郵送、何件分というのが想定されているかと思うんですが、その辺は全くない中での予算措置だったのかどうか確認します。

町民生活課長（大和田紀子君）はい。案分と申しますか、通常の業務に係ります分のうちの個人番号に係る分のみを計上いたしております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の答えはちょっとさっぱりわからないんですが、何件分っていうか、その前の答弁の中で郵送料等々という話もありましたし、少なくともこれは想定された中での事業でなければならないというふうに認識しているわけですが、ということからの質問なんですが、いかがでしょうか。

町民生活課長（大和田紀子君）はい。ちょっとお待ちください。じゃ、詳細に申し上げますが、超過勤務手当として職員の手当分が個人ごとに金額が違うんですけれども、おおよそ年間で、ちょっと全部足します。（「ああ、いいわ。余り本質を……」の声あり）

済みません。通常業務の中で個人番号カード交付に係るための人件費と、あと消耗品、封筒、コピー代ですとか、郵送料について計上いたしております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとわからない答弁なんですが、何を確認したかったかといいますと、いろいろ個人番号については、いろいろ世間でもいろいろ話題になっている。この間発表されたのでは10数パーセントの利活用しかできていないということから、当町、山元町でもその辺の状況はどうだったのかなということでの確認でした。

といいますのも、これは当然支出金ですね。国庫補助金、国との関連する事業という

ことで、国もかかった分だけこの補助金として出しているということから、これが確定したと。そして、その補助金が確定したということから、じゃ確定結果はどうだったのかと。

その中でも、じゃ何件がこの対象に、事務費相当分とか、その事務をすることによって何件あるいは何件の仕事したから、この事務費相当分としてこのくらい来たんだというような内容のものだったのかなというふうな思いで確認したんですが、なかなか質問のあれが通じていないというようなことから、わかりましたというか、わからないことがわかりましたということで……。

次に、どこの項目で確認すればいいのかなというのが今ちょっとあれなんですけど、町営住宅の歳出、歳入も関連するわけですが、町営住宅の基金予算積み立て13億円と震災復興交付金基金取り崩しとの11億円、先ほどの説明の中で住宅関係というような説明あったんですが、この辺の関係について、11億円と13億円、そして、この残りの2億円というのはどこから出ているのかという、歳出のほうから確認ということで、歳出と歳入の関係をちょっと確認したいと思います。13億円に対して1つは、大きくは震災復興交付金取り崩しでは11億円とその後その残りの2億円というのはどこから出ているのかというところを確認したいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。町営住宅から基金への積み立てということで、基金の積み立ての総額としては約13億円歳出すると。うち、震災復興交付金基金のほうからは合わせまして約11億円、残りの約2億円ですけれども、こちらにつきましては、その補助裏とといいますか、当たっております震災復興特別交付税、こちらを積み立てるということで、震災復興特別交付税のほうは財政調整基金のほうに積み上がっておりますので、財調の中から約2億円につきましては、引っ張ってきて13億円の基金積み立てを行っているということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町長説明の中ではさらに明確に、これまで国から交付されてきた災害公営住宅家賃低廉化補助金及び東日本大震災特別家賃低減補助金を積み立て、合わせて13億円ということになるかと思うんですが、その辺の関係を確認したんですが、もっと明確に説明要旨に基づく中身で示していただきたい。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。補助金の名称といたしましては、先ほどご説明申し上げました家賃低廉化の補助金と、それから家賃低減補助金という名称となっておりますが、その財源とといいますか、その中身といたしましては、具体的には震災復興交付金と、それから震災復興特別交付税のほうで財源としては入ってきていたということでございまして、その財源の内訳とといいますか、公営住宅基金のほうには財源としては復興交付金と、それから震災復興特別交付税でそれぞれ約11億円と2億円、それぞれ財源として合わせて13億円を町営住宅基金のほうに積み立てているというものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。説明では、国から交付、これまで国から交付されてきたこの2つなんですね。ですから、明確に交付されてきたんですから、その都度震災後いつから交付されてきたかというのも確認したいんですが、何年度に、27年度に災害公営住宅家賃低廉化補助金は5億円とかね、そして東日本大震災特別交付税は2億円とかねという形で交付されて、交付されているんですから、毎年、その部分については明確な数字が示されていると思うんですよ。

その辺の関係でも確認したいということ。

あと、最終的に明確にそういうふうに交付されてきているわけですから、全額これに使われているのかどうかということも最終的に確認したくて、明確に示していただきたいというふうなことでの確認だったわけですが、その辺の背景、これまでの流れ等々含めて。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。済みません。説明足らずで申しわけございません。

これまで各年度、過年度におきましてもこの補助金、交付金という形でそれぞれ交付されてきていたところでございます。

一番古く、一番、第1回といいますか、一番最初に交付されたのが平成25年でございまして、平成25年度でございまして、こちらの金額につきましては、約4,700万円で、平成26年につきましては約4,000万円、それから、平成27年度につきましては約2億8,000万円、それから平成28年度につきましては約3億5,000万円で、それからもう一つ約4億2,000万円が交付されておまして、こちらが、済みません。低廉化補助金で約、今申し上げましたのが低廉化補助金として交付されたもので、今申し上げたので恐らく11億円程度の金額になろうかと思えます。

それから、低減補助金のほうですけれども、こちら平成25年度から一番初めに交付されまして、1回目が460万円、それから平成26年に900万円、それから平成27年度に4,500万円、それから平成28年度で4,900万円とそれから5,700万円ということで、こちら合わせて約1億6,000万円程度になろうかと思えます。

合わせて、2つの補助金を合わせまして13億円がこれまで交付されてきたということで、今回基金のほうに積み立てたというものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。目的として、国からおりてきたものは、そのままこっちにやっていると。そういう変な疑いを持ったものですから、まあもらったものはそのとおり使っているということで確認してよろしいんですね。

そういうことだということでしょうから、次に、11ページの下の奨学資金貸付金の減、歳入でも同様に出ているんですが、この辺の要因についてどう見ているのか。せっかく用意したものが相当、3分の1ぐらい、相当使われなかったということになるわけですが、その辺の要因について伺います。

学務課長（佐藤兵吉君）はい。ただいまの奨学の貸し付けの関係の減の理由でございまして、震災後県で実施をしております被災生徒奨学資金貸付制度というふうなものがございまして、そちらで貸し付けを受けている方がちょっと古い数字なんですけれども、27年度で30人ぐらいいるというふうなことで情報を一応もらっております。

そういうふうなこともございまして、こちらですと償還が最終的に免除というふうな制度になっておりますので、こちらの町の奨学金の貸し付けよりも県の被災児童の貸し付けのほうの方が有利だというふうなこともございまして、町の貸し付けのほうがこの震災後減っているというふうなのが現状かと思えます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の今後の対応なんですけど、今すぐどうこうと、今せっかくそういういい制度、そういう意味では町よりもいい制度ということになろうかと思えますが、そういった部分、ものが利用できる間は当然有利なものを選ぶというのは当然のことです。

しかし、そういう制度がいつまで続くのかということと、やはりこのやはりといいま

すか、やっぱり今のせつかくいい制度が使われない、今後もそういった部分も少し今他制度で利用される方がいる間に、少し町としても時間をかけて有利な制度に、借りやすい制度の検討をしていくというのも町の取り組みとしては必要ではないのかといひますのも、今高校無償化とか等々、教育に対しての無償化というものが大きな話題、世間的な、社会的な問題、課題になっているという中で、この町も「子育てするなら山元町」というフレーズ、フレーズといひますか、そういった思ひがある中では、やっぱりこの辺もその一端を担うのではないかというふうにかえならば、今後少しまだ時間的余裕がこの件についてはあるわけですので、その辺の今後の方針、取り組みについて、もしあれば、教育長でも学務課長でもよろしいですが、確認したいと思ひます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今の高校の取り組みの関係ですけれども、今の一般質問等で議員の皆さんからこの貸し付けの関係については、いろいろご提案などをいただいておりますので、近隣市町、全国的な市町の先進的な取り組みなんかを参考にしながら、できるだけ借りやすいような制度に進めていきたいというふうなことで、今後検討してまいりたいというふうにかえ思ひます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第31号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ4,900万円余増額いたしまして、総額を134億1,000万円余とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明申し上げます。議案書の6ページをお開き願ひます。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第9目農業復興推進費につきまして4,960万円余りを計上してございます。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。資料の1ページをお開き願ひます。

補正理由でございますが、東日本大震災により被災した農地におきまして、生産者が営農を再開するに当たり、放射性物質の吸収抑制のためのカリ資材投入や営農規模拡大のための農業用資機材の整備に対しまして支援するものであり、今回県補助である東日本大震災農業生産対策交付金事業について内示があったことに伴いまして予算化したものでございます。財源は、県補助金4,639万7,000円となっております。

以上が歳出予算の内容となります。

次に、歳入予算につきましてご説明申し上げます。議案書にお戻りいただきまして、5ページをご覧くださいと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、ただいま歳出においてご説明申し上げました事業の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を323万円余り計上してございます。

次に、第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容となっておりますので、省略させていただきます。

以上が1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。歳出のほうの補正理由、事業の内容で、対象はみやぎ亘理農業協同組合ほかとあるんですが、そのほかの内訳について確認したいと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まず、先ほど附属資料でご説明させていただきましたとおり、その補助メニューについては1本になっておりますが、大きく3つに分かれていますので、それぞれご説明申し上げます。

まず、1点目の放射性物質の吸収抑制対策、これは、みやぎ亘理農業協同組合というふうになっておりますけれども、みやぎ亘理農業協同組合が取りまとめた水田農家、合計で約80経営体ほど予定してございます。

次に、生産資材、これに関しましては、パイプハウスですとか、あるいは育苗用の箱ですとか、そういうふうなものが含まれるんですけれども、これに関しては、水田にかかわるもので約10経営体になります。畑地に係るものについては1経営体になります。

最後ですけれども、リース方式による農業機械等の導入、これに関しましては、畑地関連になりますけれども、1経営体というふうになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。できれば、その1、2、3の、約でいいんですが、補助金額、助成額を示していただければと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まず1点目ですね1点目、総事業費から申し上げますけれども、124万200円になります。このうち、補助対象経費が114万8,000円になります。これは、消費税を除く金額が補助対象経費となります。

この1点目につきましては、いわゆる定額補助と言いまして、上限がある補助金として、100パーセント、先ほど申しました114万8,000円、これが丸々100パーセント補助金というふうなものになります。

続いて、2番目の生産資材の導入に関するものでございますけれども、こちらに関し

ましては、総事業費が6,091万3,721円になります。このうち補助対象経費については4,512万800円になります。これの財源等との内訳でございますが、まず、2,820万円、これが国費になります。続いて、1,389万9,000円、これが県費になります。そして最後に、町費としまして302万1,800円、これが町費になりまして、これにつきましては、震災復興と特交充当等というふうになってございます。

3番目のリース方式による農業機械の導入、これの事業費財源についてでございますが、総事業費につきましては、453万6,000円になります。このうち補助対象経費としましては420万円になります。この補助対象経費のうち、補助金の合計ですけれども、補助金については336万円というふうなことで、これの内訳を申し上げますと、国費として210万円、県費として105万円、そして町費としまして21万円となります。この町費の21万円に関しましては、先ほど2番目にお話しさせていただいたと同様でございます、震災復興特交が充当されるというふうな内容になります。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。5番伊藤貞悦君。

5番（伊藤貞悦君）はい。附属資料の1ページ目にただいまの中にこのように説明してありますが、放射性物質の吸収抑制のためのカリ資材を投入するというのがどういうことかというのと、水田には放射性物質がそのまま蓄積されていくのか否かが第1点目の質問でございます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。この水田、畑地もうそうなんですけれども、いわゆる大震災以降町内の農地、これはメッシュ切りしまして、もう全てポイント、ポイントはかっております。今回施をしようとしていますのは水田でして、中でも水田の中でも大豆をいわゆる減反政策の一つとして転作ですね。転作で大豆を作付しようというふうなものを今回の補助の対象としております。

この性質的に、実は放射性物質、いわゆるセシウムとカリウムというふうなものは化学上非常に似通った性質を持ってまして、いわゆる作物が根っこからセシウムを吸収する前にカリ施肥を吸収させるというふうなものが抑止の狙いになっています。

ちょっとこれまでの経緯もお話しさせていただきますと、過去に平成23年度に検査した結果、検体の中から99ベクレルというふうなものが1検体発見されています。ご承知のとおり、食品の安全基準というふうなものは乳製品等を除きまして100ベクレルというふうなものになっていますので、これまでの検出の数値というふうなものを踏まえながら、いわゆる万が一があってはいけないというふうなことで、今般大豆の転作農家からぜひともこの事業に取り組みたいというふうな内容があったもので、実施したものです。

全ての圃場にセシウムというふうなものが含まれているのかというふうな話ですけれども、当時のお話をさせていただきますと、いわゆる25ベクレル未満の不検出あるいは未検出というふうな数字については、やはりあちらこちらで見えていますけれども、それを超えるような、例えば100を超えるような数字というふうなものについては、その後発見されていないというふうな状況ですので、その辺報告させていただきます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい。という、解釈上は、低レベルのセシウムだけれども、大豆は吸収しやすい。だから、大豆をいわゆる作付する人たちからの要請で今回はカリ材を散布するんだというふうなご説明というふうな解釈してよろしいわけですね。

これは、単年度のみなのか、何年間継続するのか、そのことについて伺います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい。ちょっと若干プラスしてお話しさせていただきますけれども、実はこの放射性物質を抑制するためのカリ肥料の導入、これについては、平成24年度から4年間にわたって実施してまいりました。米については、土壌に含まれる成分の約10分の1が玄米で検出されるというふうなのが統計上出ています。ただ、いかんせん、大豆ですとか、そばに関しましては、非常に不安定なんですね。ですから、何分の何が出るというふうなものがないというふうなことで、今般大豆の転作農家から話があったと。これについて、今後の取り組みなんですけれども、これについては、大豆の転作農家、一旦施肥をしたところについて、もう一回そこで作付するというふうな場合については恐らく出てこないと思うんですけれども、ご承知のとおり、今ブロックローテーションと言いまして、同じところでやってしまうと連作障害がおきるというふうなこともありますから、ぐるぐる回すんですね。そこの圃場の状況によって、やはり転作農家のほうで実施したいというふうな申し出があった場合については、この交付金を活用し、今後とも取り組んでいくというふうな流れになるかと、今現在は考えております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第31号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時55分 閉 会

